

令和6年度公務災害補償等認定委員会の意見結果

- ・ 7町1村から18件の申請があった。
- ・ 18件について「公務又は通勤災害と認定するのが適当である」との意見を得た。

件数	災害の状況	傷病名	加療内容	認定委員会の意見
1	業務中の事故	左急性結膜炎	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
2	業務中の事故	左小指咬傷	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
3	通勤中の事故	左頬部擦過傷、左下顎痛、左眼流涙、左前額部血腫	通院加療	通勤災害と認定することが適当である。
4	業務中の事故	蜂刺症	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
5	業務中の事故	右下腿挫滅創	入院加療	公務災害と認定することが適当である。
6	業務中の事故	左上肢打撲症	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
7	業務中の事故	右示指割創	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
8	業務中の事故	一回呼吸困難	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
9	業務中の事故	左側腹部打撲傷	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
10	業務中の事故	右表層角膜炎	通院加療 休業加療	公務災害と認定することが適当である。
11	業務中の事故	右肩打撲	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
12	業務中の事故	右小指基節骨基部骨折	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
13	業務中の事故	左膝蓋骨骨折	通院加療 休業加療	公務災害と認定することが適当である。
14	業務中の事故	ハチ刺傷	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
15	通勤中の事故	右橈骨遠位端骨折	通院加療	通勤災害と認定することが適当である。
16	業務中の事故	左中指挫傷	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
17	業務中の事故	左母指爪損傷	通院加療	公務災害と認定することが適当である。
18	業務中の事故	左第4中手骨々折、左膝打撲傷	通院加療	公務災害と認定することが適当である。